

薬剤師訪問サービス（訪問薬剤管理指導・薬剤師居宅療養管理指導）の流れ

ご利用の対象となる方

- ・歩行困難、認知機能の低下で介助が必要など、通院や来局が難しい方
- ・自宅でのお薬の服用や管理に不安がある方
- ・薬剤師訪問サービスが必要であると医師が認め、薬剤師に対して訪問指示があること
- ・薬剤師訪問サービスのご利用に対し、患者さま（ご家族）の同意があること

薬剤師訪問サービスの流れ

- 1.医師やケアマネージャーと連絡を取り、サービスが必要か確認します。
- 2.サービス開始前にはご契約を結んでいただきます。
- 3.サービスが開始しましたら定期的に訪問いたします。
- 4.患者さまにあわせて訪問間隔は週1回や隔週などご相談させていただきます。
- 5.処方箋は医師からFAXやLINEなどで事前に内容を送っていただき、訪問の際などにお受け取りいたします。
- 6.お薬代は訪問の際にお支払いいただくか、一か月ごとに請求書をお送りいたします。

ご利用料金

薬剤師の訪問費用 + お薬代 がかります。

介護保険をお持ちの方は介護保険を、お持ちでない方は医療保険を利用します。

薬剤師の訪問費用は1回につき（自己負担1割の場合）下記のとおりです。

ご自宅に訪問する場合・ご入居中の施設に訪問する場合で単一建物診療患者が1人の場合

介護保険（居宅療養管理指導）	518円
医療保険（在宅患者訪問薬剤管理指導）	650点

ご入居中の施設に訪問する場合で単一建物診療患者が2～9人の場合

介護保険（居宅療養管理指導）	379円
医療保険（在宅患者訪問薬剤管理指導）	320点

ご入居中の施設に訪問する場合で単一建物診療患者が10人以上の場合

介護保険（居宅療養管理指導）	342円
医療保険（在宅患者訪問薬剤管理指導）	290点

臨時（緊急）訪問時の料金

介護保険（居宅療養管理指導）	介護保険をお持ちの方でも医療保険をご利用いただくことになります ①500円 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 （計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合）
医療保険（在宅患者訪問薬剤管理指導）	②200円 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（上記以外の場合）

※上記は1割負担の方が1回のご利用にかかる料金です。

※「単一建物診療患者」とは、介護施設など同じ建物に住んでいる人のうち、訪問サービスを利用した人数のことです。

※同居する同一世帯にて2人以上に対し訪問薬剤管理を行う場合は、単一建物診療患者1人分の料金となります。

※麻薬管理が必要な方は、1割負担の方の場合で上記料金に100円が加算されます。

※介護予防居宅療養管理指導は居宅療養管理指導と同じ料金です。